



環境省

ネイチャーポジティブ経済研究会（第2回）

資料3：ビジネスと生物多様性のこれまでの活動

令和4年7月14日

環境省自然環境局自然環境計画課

生物多様性主流化室



1-1 これまでのビジネスと生物多様性に関わる活動①

- 1973年 ワシントン条約「絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約」の採択
- 1992年 リオ地球サミットにて生物多様性条約を採択

1995年

・生物多様性国家戦略を初めて策定(環境省)

2006年

・生物多様性条約(CBD)COP8にて、民間参画に関する決定が初めて採択

2008年

・COP9にて、ドイツ政府主導で『ビジネスと生物多様性イニシアティブ』が提唱
・ドイツにて、企業主導でBiodiversity in Good Company Initiativeが設立
・日本にて、企業主導で「企業と生物多様性イニシアティブ」(JBIB)が設立

2009年

・「経団連生物多様性宣言」を公表(経団連自然保護協議会)
・「生物多様性民間参画ガイドライン」発行(環境省)

2010年

・COP10(愛知県名古屋市で開催)にて、生物多様性の世界目標である「愛知目標」が採択
「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」報告書が公表され、国や地域レベルで始まったビジネスと生物多様性イニシアティブ間の国際連携を図る枠組も検討
・経団連主導で「生物多様性民間参画パートナーシップ」が発足

2011年

・「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」設立(事務局:環境省)
・Global Partnership for Business and Biodiversity 第1回会合が東京で開催

2012年

・「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」が開催、成果文書の中で「グリーン経済」の重要性が記載
・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定(環境省)

2013年

・「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)」第1回総会開催
・国際統合報告評議会(IRC)が「国際統合報告フレームワーク」で「自然」を含む6つの資本について報告することを提案

1-2 これまでのビジネスと生物多様性に関わる活動②

2014年

・「地球規模生物多様性概況第4版」(GBO4)公表(CBD事務局)

2015年

・ISO14001改定(生物多様性の配慮が記載)
・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択、具体的な目標としてSDGsが所載(国連)

2016年

・「生物多様性及び生態系サービスの総合評価第2版(JBO2)」公表(環境省)
・「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き(案)」公表(環境省)
・「自然資本プロトコル」(Natural Capital Protocol)公表(自然資本連合)
・COP13にて、農林水産業及び観光業を含む様々なセクター内/横断の生物多様性の主流化に向けた議論が加速

2017年

・「生物多様性民間参画ガイドライン第2版」発行(環境省)
・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)がESG指数に連動した株式の運用を開始

2018年

・経団連生物多様性宣言の改定(経団連)
・COP14にて、「エネルギー分野、鉱業、インフラストラクチャー分野、製造業、加工業における生物多様性の主流化」がテーマに

2019年

・「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント政策決定者向け要約」が第7回IPBES総会にて承認

2020年～

・COP15にて、ポスト2020生物多様性枠組の採択及び関連する実施手段を検討

■2022年 COP15第2部の開催、ポスト2020GBFの採択の予定

2-1. 進捗状況①（地球規模生物多様性概況第5版（GB05:Global Biodiversity Outlook 5）より）

世界レベルでの進捗状況の評価（全体）

各愛知目標の世界レベルでの総合評価では、（中略）20の目標の内、**完全に達成された目標は無い。**

目標4

愛知目標



遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており（1）、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える（2）。

進捗の評価

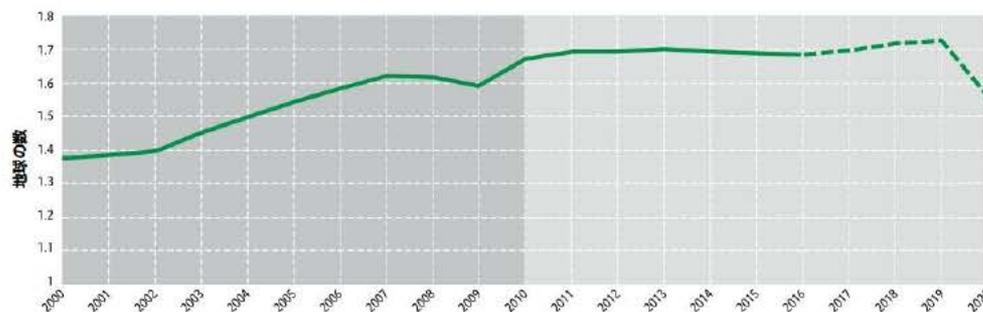


進捗の概要

持続可能な生産及び消費のための計画を策定している政府及びビジネスは増えているが、人間による持続不可能な活動が生物多様性に及ぼす負の影響を取り除く規模では行われていない。自然資源はより効率的に利用されるようになっているが、資源の総需要は増加し続けているため、自然資源の利用による影響は安全な生態学的限度をはるかに上回ったままである。**本目標は未達成**（信頼性：高）

人類による生物資源の使用は、地球の再生能力を超え続けているが、その早さは過去10年間の内では安定している。1960年代の終わりにかけて「赤字」に陥って以来、2010年以前は、エコロジカル・フットプリントは着実に増加していた。2011年から2016年の間、エコロジカル・フットプリントはバイオキャパシティの約1.7倍のレベルにとどまっていた。言い換えると、私たちの社会が使用する生物資源を再生するには「1.7個の地球」が必要である。エコロジカル・フットプリントは2020年現在、地球約1.6個分と推定される。減少は、より持続可能な生産と消費への移行ではなく、新型コロナウイルスのパンデミックに起因する世界経済の減速によって引き起こされている（図4.1）。

図4.1 エコロジカル・フットプリントの傾向



2017年から2020年までのデータは、予備情報に基づく予想である。

2-2 進捗状況②（生態多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3:Japan Biodiversity Outlook 3））

1-A. 生物多様性の状態

わが国の生物多様性は、過去 50 年間、損失し続けている。生態系によっては損失の速度は弱まりつつあるが、**全体としては現在も損失の傾向が継続している**

- a. さまざまな生態系において、生態系の規模や質の低下が長期的に継続している
- b. さまざまな生態系に生息・生育する生物の個体数や分布域の変化は、生物多様性の損失の傾向
- c. 絶滅が危惧される動植物は多く、特に陸水生態系では長期的に生物種の絶滅リスクが増大している
- d. 生態系の連続性は、森林・農地・陸水生態系において、いずれも長期的に低下する傾向である

	森林生態系			農地生態系			都市生態系		陸水生態系		沿岸・海洋生態系			島嶼生態系	生態系の連続性		
	森林生態系の規模・質	森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布	人工林の利用と管理	農地生態系の規模・質	農地生態系に生息・生育する種の個体数・分布	農作物・家畜の多様性	都市緑地の規模	都市生態系に生息・生育する種の個体数・分布	陸水生態系の規模・質	陸水生態系に生息・生育する種の個体数・分布	沿岸生態系の規模・質	浅海域を利用する種の個体数・分布	有用魚種の資源の状況	島嶼の固有種の個体数・分布	森林生態系の連続性	農地生態系の連続性	河川・湖沼の連続性
長期的推移	過去 50 年～20 年の間	↓	↘	→	↓	↘	↘	↘	↓	↘	↓	↓	?	?	↘	—	↓
	過去 20 年～現在の間	↘	↘	→	↘	↘	→	→	↘	↘	↘	↘	→	↘	→	↘	↘
現在の損失と傾向	→	↘	→	↘	↘	→	→	→	→	↘	↘	↘	↘	→	↘	→	→

評価対象	凡例			
損失の大きさ	弱い	中程度	強い	非常に強い
状態の傾向	回復	横ばい	損失	急速な損失

注：視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要である。

注：評価の破線表示は情報が十分でないことを示す。

2-3. 進捗状況③ (事業者の取組)

国内事業者の生物多様性の取組の進展

- 企業の経営方針等に「生物多様性保全」の概念を盛り込んでいる企業(2019年度調査 N=340)

2009年度 39% → 2019年度 75%

- 事業活動と生物多様性の関係性を把握している企業(2018年度調査N=311)

2009年度 33% → 2018年度 78%

- 国内の生物多様性保全活動への資金・人的資源等の投下を行っている企業(2019年度調査 N=340)

＜本業での取組＞

2009年度 41% → 2019年度 65%

＜社会貢献の取組＞

2009年度 39% → 2019年度 62%

(出典)「生物多様性に関するアンケート<2019年度調査結果>」(2020年2月)、「生物多様性に関するアンケート<2018年度調査結果>」(2019年2月)(日本経済団体連合会・経団連自然保護協議会・生物多様性民間参画パートナーシップ)

- 報告書やHP等で生物多様性に関する情報公開を行っている企業

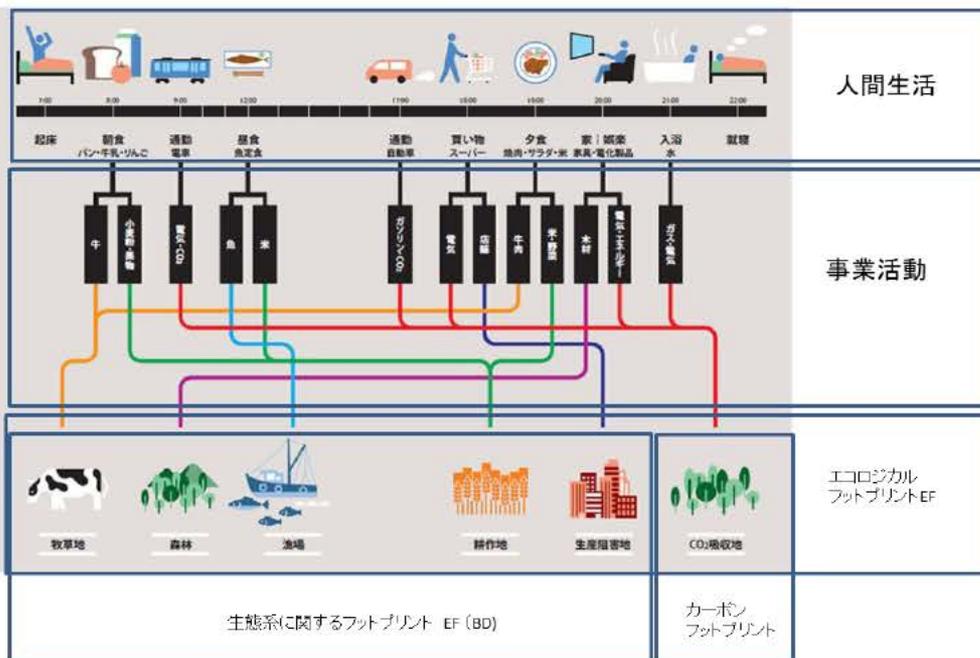
2009年度 38% → 2019年度 74%

- 事業活動に関わる生物多様性の取組について、目標設定(定性、定量)をしている企業

2009年度 28% → 2019年度 55%

(参考) エコロジカルフットプリント上の日本の状況

- **エコロジカルフットプリント**：人間活動や事業活動のサプライチェーンにおける生物多様性への間接的影響を、資源の消費の視点から、当該資源を生み出す土地面積（gha）で換算することで定量評価を行う手法。
- 日本のエコロジカルフットプリントEF（BD）（カーボンを除く）は、1960年から増加傾向にあったが、1995年付近をピークに、2000年以降は減少傾向にある。
- 2000年代以降の減少の要因は、日本における農林水産系の食物や家具・建材・製紙類の消費量の減少及び生産現場での生産効率向上、消費における消費効率の向上も寄与していると推測される。

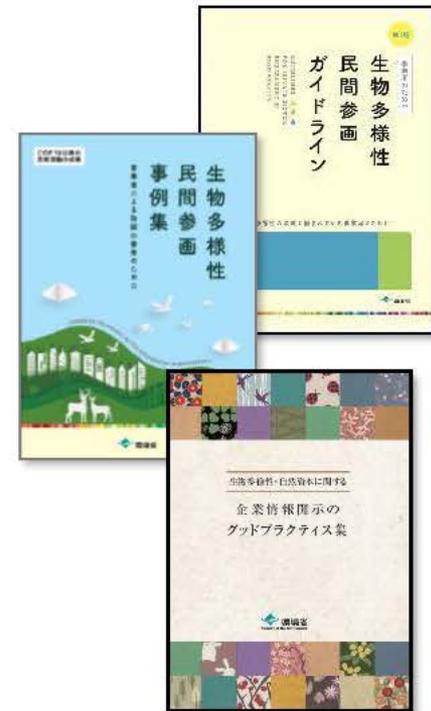


3-1. ビジネスにおける生物多様性主流化に向けた活動（環境省）



<事業者の取組促進>

- **生物多様性民間参画ガイドライン（2009・2017）**
事業者向けに生物多様性の保全に関する生産・製品・輸送・土地利用などの取組事例を分かりやすく解説したガイドライン
- **生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（2016）**
事業者団体向けに業種ごとの生物多様性配慮の方法を整理
- **生物多様性民間参画事例集（2020）**
国連生物多様性の10年（2011年～2020年）を通じた民間参画の代表的取組事例集の作成、紹介
- **企業情報開示のグッドプラクティス集（2020）**
多くの企業や投資家の参考になるように、先進的な企業の情報開示事例集を作成、紹介



<日本企業の技術・ソリューション・取組事例の国内外への展開>

- **経団連自然保護協議会と環境省による「ビジネス貢献プロジェクト」開始（2020.11）**
環境省のサイト上で、動画や英語も含めた次期国際枠組の21のターゲットごとに優良事例の発信



3-2. 経団連自然保護協議会やJBIBの活動例

■ 経団連自然保護協議会（1992～：116社）の主な活動

- ・自然保護基金によるNGO支援（1992～）
- ・「経団連生物多様性宣言」「行動指針」策定（2009）
- ・「経団連生物多様性宣言」「行動指針」改定（2018）
- ・「生物多様性に関する活動事例集」とりまとめ（2019）
- ・「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」発行（2020）
- ・「ビジネス貢献プロジェクト」（環境省と協力）（2020～）



経団連自然保護協議会
Keidanren Committee on Nature Conservation
公益信託
経団連自然保護基金
Keidanren Nature Conservation Fund

■ 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）（2008～：54社）の主な活動

- ・「生物多様性理解度簡易診断」/「生物多様性への取り組みヒント集」（2015～）
- ・「生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド」開発（2016）
- ・「森林破壊ゼロ支援宣言」（2019）
- ・Business for Nature パートナー加入（2020年）



4-1. 他会合での取組（生物多様性に関する標準化活動（ISO TC331）に対する国内審議委員会の設置）

●2020年2月、仏規格協会から、ISO（国際標準機構）に対して生物多様性に関する新規技術委員会（TC: Technical Committee）設立の提案があり、8月に、フランスを幹事国としてTC331が設立。

TCのスコプ^o：すべての組織が持続可能な開発に貢献することを促進するための原則、枠組、要求事項、ガイダンス及びサポートツールを開発するための生物多様性分野の標準化

●その後、2021年6月に第1回総会、2022年4月に第2回総会を開催。TCの下に4つのWGを設置予定

●我が国としては、2021年12月に国内審議委員会を設置、TC331に正式メンバーとして参画。2022年2月に国内審議委員会第1回、6月に第2回を開催。



4-2 他会合での取組②（民間参画ガイドライン改定検討会と多様性民間参画ガイドラインの改定（第3版））



名称	作成年	説明
生物多様性 民間参画ガイドライン 第2版	2017年12月	事業者向けに生物多様性の保全に関する生産・製品・輸送・土地利用などの取組事例。初版は2009年公表。

■ 国内外の企業を取り巻く動き

- ・ポスト2020GBF
- ・次期国家戦略
- ・ESG投資
- ・SBTs for Nature目標設定
- ・TNFD情報開示
- ・先進的な企業イニシアチブの台頭（Business for Nature）

改定



■ 民間参画ガイドライン改定検討会のメンバー（8名）

ご氏名	ご所属	役職
可知 直毅	東京都立大学プレミアムカレッジ	特任教授
日比 保史	(一社)コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	代表理事
足立 直樹	(株)レスポンスアビリティ	代表取締役
伊坪 徳宏	東京都市大学 環境学部	教授
椛島 裕美枝	イオン(株)	環境・社会貢献部マネージャー
櫻本 恵	アセットマネジメントOne(株)	エグゼクティブESGアナリスト
松原 稔	りそなアセットマネジメント(株)	執行役員 責任投資部部長
饗場 崇夫	経団連自然保護協議会	企画部会長

2022年度策定（予定）

4-3 他会合での取組③（OECMの設定・管理の推進に関する検討会）



■ OECMの設定・管理の推進に関する検討会

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）について、国によって「自然共生サイト（仮称）」として個別認定する仕組みや、それ以外の仕組みによるOECMの設定・管理、OECMにおける生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」及び関連データの利活用、マニュアル作成、情報発信・普及啓発等について専門的知見から指導・助言を頂くための有識者検討会を設置。検討結果を踏まえ、来年度から、自然共生サイト（仮称）の正式認定を開始予定。

氏名	所属・役職
石井 実	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
佐藤 留美	特定非営利活動法人 Green Connection TOKYO 代表理事
竹ヶ原 啓介	株式会社 日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー
土屋 俊幸	東京農工大学 名誉教授
広田 純一	特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター 代表理事
藤倉 克則	国立研究開発法人 海洋研究開発機構 地球環境部門 海洋生物環境影響研究センターセンター長
森田 香菜子	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 生物多様性・気候変動研究拠点 主任研究員
八木 信行	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
渡辺 綱男	国連大学 サステイナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーター

4-4 他会合での取組④（30by30に係る経済的インセンティブ検討会）



■ 30by30に係る経済的インセンティブ検討会

OECM≒自然共生サイト（仮称）を対象とする環境価値の売買手法や、それ以外の経済的な支援を促すための取組（優遇税制、寄付、ふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツ、認証品の購入その他の取組）について、専門的知見から指導・助言をしてもらうための有識者検討会を設置。年度内に制度の骨格を構築する。

氏名	役職等
◎角谷 拓	国立環境研究所生物多様性領域生物多様性評価・予測研究室 室長
原口 真	M S & A Dインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 総合企画部サステナビリティ推進室T N F D専任S V P
佐藤 真行	神戸大学・大学院人間発達環境学研究科 教授
後藤 文昭	三井住友信託銀行 経営企画部 サステナビリティ推進部 Technology Based Financeチーム
森田 香菜子	森林総合研究所主任研究員
長谷川 雅巳	経団連自然保護協議会事務局長
森 匡司	名古屋市（生物多様性自治体ネットワーク事務局）
高川 晋一	日本自然保護協会 OECEMタスクフォース室長